

INFORMATION

●市役所からのお知らせ



ごみの不法投棄をしない!

ごみの不法投棄は罰則(5年以下の懲役もしくは1千万円以下、法人は3億円以下の罰金)の対象になります。

廃棄物対策課 ☎(866)2076

1 建物の変更届と償却資産申告書の提出をお願いします

家屋の取り壊しなど、建物の変更は届け出が必要です▼建物を変更してまだ届け出ていないかたは、お早めに資産税課家屋担当へ。☎(866)2057

償却資産申告書を送ります▼事業のために使っている機械、器具・備品などは、償却資産として固定資産税の対象になります。償却資産をお持ちのかたへ、12月中に「平成25年度償却資産申告書」を送ります。来年1月31日(木)まで、資産税課へ提出してください。なお、課税対象となる償却資産があるかたで申告書が届かないかたは、資産税課償却資産担当へご連絡ください。☎(866)2836

2 国民健康保険税を軽減します

解雇や倒産などにより離職したかたで、次の①～④をすべて満たすかたの国民健康保険(国保)税を軽減します。

- ① 以前から国保に加入している、または離職により新たに国保に加入する
- ② 離職日の翌日時点で65歳未満
- ③ 平成21年3月31日以降に離職した
- ④ 雇用保険受給資格者証の交付を受け、その離職理由が、雇用保険法で

定める「特定受給資格者(解雇、倒産など)」か「特定理由離職者(病氣、出産、育児など)」に該当する

*雇用保険受給資格者証について詳しくは、ハローワーク秋田へお問い合わせください。☎(864)4111

軽減内容▼平成22年度以降で離職日の翌日が属する年度とその翌年度において、「前年中の給与所得」を本来の金額の30割として国保税額を計算します

申請手続き▼世帯主(家族の代理可)が、軽減対象者の雇用保険受給資格者証(同時に国保に加入するかたは加入していた健康保険の資格喪失証明書も)を持って、国保年金課3番窓口、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所へ

*平成23年3月31日～24年3月30日に離職したかたは今年度も軽減対象です。すでに申請したかたは再度申請する必要はありません。

●問い合わせ 国保年金課 ☎(866)2099

3 農業委員会委員選挙人名簿の登録を

農業委員会では、毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿の登録資格を調査しています。名簿は来年3月31日に確定し、その後1年間、委員の選挙を行うときに使います。名簿の

補充制度はなく、登録から漏れると資格があっても投票できません。

また、農地の権利取得や、軽油引取税の免税申請などに使用する耕作証明書などの証明も登録者でない申請できません。

登録資格▼市内に住所があり、来年3月31日時点で20歳以上のかたで、次の①～③のいずれかに当てはまるかた

- ① 10㎡以上の農地を耕作して業務を営むかた
- ② ①と同居する親族とその配偶者で、年間60日以上耕作に従事するかた
- ③ 10㎡以上の農地を耕作して業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で年間60日以上耕作に従事するかた

調査方法▼登録申請書は郵送または農政協力員を通じて12月中に配ります。必要事項を書いて、1月5日(土)まで、農業委員会事務局へ返送するか、お近くの農政協力員へお届けください

●問い合わせ 市農業委員会事務局 ☎(866)2270

4 河辺・雄和地域審議会の委員を公募

河辺・雄和地域審議会は各地域のみなさんの意向を市に伝え、地域課題の解決や市の施策への反映などの役割を担う市の附属機関です。各審議会とも20人以内の委員で構成し、うち5人以内は公募で選任します。